産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会(第6回)議事録

日時:平成26年7月14日(月) 14:00~16:10

場所:経済産業省 本館17階西3 国際会議室

議題:

- (1) ガス事業法における保安規制のあり方について
- (2) その他

議事内容

○大本ガス安全室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回ガス安全 小委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、事務局を代表して、寺澤商務流通保安審議官からご挨拶をいたします。

○寺澤商務流通保安審議官 商務流通保安審議官の寺澤でございます。本日も皆様お忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。 本日は引き続きガス保安規制の今後のあり方についてご審議いただきます。具体的には、まず、今、総合資源エネルギー調査会で行われていますガスシステム改革の検討状況について簡単にご紹介させていただいた上で、本日は大きく2つのテーマがございます。

1つのテーマが、ガスの保安業務の担い手をどうするのか。前回、保安業務の担い手と保安責任の担い手を一応峻別したのですけれども、一体的に議論させていただいたのですが、前回のいろいろなご議論を踏まえまして、やはり丁寧な議論が必要だろうということで、本日は保安業務の担い手に絞って議論させていただきたいと思います。後ほど説明がございますけれども、この保安業務というのは、いわゆる作業という意味ではなくて保安全般の管理、そうした業務の担い手はどなたにやっていただくのが一番適当なのかということをご議論していただければと思います。その際、何よりも実態というのが重要だと思います。私どもも前回、いろいろ勉強させていただきました。本日も時間をかけて、保安業務の実態はどうなっているのかというのを極力丁寧にご紹介させていただいた上で、大口・小口に分けて、かつ緊急保安、内管のガス漏えいの検査、消費機器の調査・周知と、いろいろ保安業務はありますものですから、それにさらに分けて、きめ細かい議論を通じて、保安業務の担い手のあり方について本日はご議論させていただければと思います。そ

の結果を踏まえまして、保安責任の担い手のあり方を次回ご議論させていただければと思います。

2つ目のテーマが、これは前回もご議論させていただいたのですけれども、いわゆる内管についての技術基準適合維持義務のあり方でございます。前回もいろいろご議論があったわけですけれども、本日は改めて、またきめ細かく、需要家の皆様、所有者でもありますけれども、どういう問題意識をもっていらっしゃるのかということ、また、古いガス管である白ガス管の残存状況もみて、また、仮に技術基準適合維持義務を移管した場合に、どのような効果が生ずるのかということを丁寧にご紹介させていただいた上でご議論していただければ幸いです。特にこの点については大口と小口に分けた上で、この義務を移管した場合に、それが需要家なりにどういう影響を及ぼすのかということを見極めた上で、需要家の方々に納得していただけるかどうかというところも踏まえて、内管についての技術基準適合義務のあり方についてご議論していただければと思います。

最後になりましたが、普通の委員会ですと、活発なご議論をお願いするのですけれども、 この委員会はいうまでもなく活発な議論がある場でございますので、本日は暑い中ではご ざいますけれども、ぜひ実態に即した建設的な意見交換ができればと思いますので、よろ しくお願いいたします。

○大本ガス安全室長 次に、事務局の経済産業省で人事異動がございました。村上審議 官、佐藤参事官が異動し、新たに三木審議官、髙橋参事官、お2人が着任したので、ご報 告いたします。

○豊田委員長 それでは、本日、第6回の小委員会となりますが、開催させていただきます。

その前に、委員の1人でありました東嶋委員におかれましては、一身上の都合で、ガス 小委員会の委員を辞退されるということで届け出がなされましたので、皆様にご報告いた します。現在、委員総数は19名ということになっております。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 本日、委員19名中16名が出席であり、小委員会の定足数に達して おりますことをご報告いたします。

それでは、配付資料の確認をいたします。議事次第の次に、座席表、配付資料一覧、その後、資料1から4まで、また参考資料1から3までございます。特に参考資料1でございますが、前回、委員本人の了承を得ていないということから委員限りとした資料を確認

いたしまして、委員の了承を上で公開させていただくということになりましたので、今回 配付させていただいております。配付資料に不備等ございましたら、お知らせいただけれ ばと思います。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。本日、議事次第にもございますように、ガス 事業法における保安規制のあり方ということでご議論賜りたいと思います。前回の会議から継続審議となっております論点1と論点2について、本日、各委員からのご意見を賜り たいと思います。

具体的な議論に入る前に、各委員会でガスシステム改革に対する理解を深めるということで、前回もご説明賜っておりますが、再度、横島ガス市場整備課長から、ガスシステム 改革の検討状況についてご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長がガス市場整備課長の横島です。

ガスシステム改革小委員会の状況について、まず簡単に説明したいと思います。資料2を御覧いただきたいと思います。

1ページ目は、ご案内かもしれませんが、広い意味でのガス事業というのは3つのタイプの事業がある。そのうちガス事業法というもので一般ガス事業、簡易ガス事業を担当していて、今回の保安の議論は、この一般ガス事業に係る保安の議論が主な焦点だと認識しております。

同じページの下、2ページ目を御覧ください。本年2月にもこの小委員会で紹介申し上げましたが、昨年の11月に、ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向けて、この小委員会を設置し、検討を開始しました。

この観点から、ガスシステム改革、ガス事業法の見直しをすべきではないかという指摘は、4月に策定された新しいエネルギー基本計画でも確認されたところです。

都市ガス事業は、規模や地域により違いもあることから、このページの下の表にあるように、207ある事業者を4つのグループに分けました。これに簡易ガスを加えて、5回にわたって、システム改革小委員会では、まずヒアリングを行いました。小売の全面自由化については、競争が厳しくなる可能性もあるが、前向きに取り組みたいといった発言もあり、全面自由化に対して正面から反対する発言もなかったことから、4月以降は、仮に全面自由化するならば、具体的にはどのような制度になるか、その制度設計の議論をしよう

ではないかということになりました。

具体的な論点ですが、次、めくっていただいて、3ページ目と4ページ目に列挙してあります。これが、これから議論を始めましょうということで、3月に委員との間で確認された論点です。括弧に示されている日付は、それぞれの論点を議論した日付になっています。この中で【1】と【2】、小売事業と導管事業について、4月と5月に議論を行いました。

5ページを先にみていただきたい。めくっていただいて、反対側ですが、5ページ目には、現在のガス事業の事業類型が図示してあります。現在は、既に自由化されている工場などの大口向けと地域独占がある中小企業や家庭向けの小口に分かれております。小口向けに独占的に供給して、あわせて大口にもガスを供給する一般ガス事業者という類型と、大口向けだけ小売で参入する大口ガス事業者、さらにこれらの事業者に導管を自分で設置してガスを託送するガス導管事業者、この3つがガス事業法で事業類型として規定されています。仮に全面自由化するとなると、大口と小口を区別する必要性がなくなるため、6ページにあるように、導管を敷設して、そこでガスを通す役目を担うガス導管事業者と、そうやって通ってきたガスを最終需要者に対して供給するところのガス小売事業者、この2つに整理できるのではないかということがガスシステム改革小委員会で議論されたところです。その上で、事業類型がこの3つから2つに整理されることに伴って、ガス事業者にお願いしている需要家の保安の担い手というのは、そのガス事業者のうち、いずれであるべきかということを今、ガス安全小委員会で審議いただいていると認識しております。

【5】は、簡易ガス事業制度について、ガスシステム小委は事業規制を担当するので、今の簡易ガス事業について課されている、例えば、一般ガスの供給区域には参入してはいけないという規制、あるいは、独占があるけれども、料金規制を課すといった規制、これらの事業規制については、状況を判断すると、廃止してもよいのではないかという方向が打ち出されました。その上で、簡易ガスについても保安規制があるのですけれども、その保安規制はガス事業法の簡易ガス事業として引き続き行うのか、あるいは同じような事業を同種のガスについて行っているLPガスの液石法の保安で受けとめられるのかという議論を、ガス安全小委員会及びLPガスの保安を審議する液化石油ガス小委員会で審議をいただいているという認識をしております。これらを踏まえて、簡易ガス事業制度のあり方も最終的に決まると思っております。

4ページにまた戻っていただいて、申し訳ないのですけれども、その他の論点で、

今後の審議の予定ですけれども、まず【4】、7月17日、今週ですが、卸市場の選択肢拡大に向けた環境整備ということで、LNG基地を第三者に貸す場合に、どのようなルールが必要か、あるいは卸取引を活性化させるためにどのような方策が必要かということを議論します。これは、事業類型の変更を伴う議論ではないので、特に保安に係る論点は含まれていません。

それらを踏まえると、あとは【7】に、準備期間としてどれだけ必要かということですが、これは、制度の全体像がわからないと、どれだけ準備期間が必要かということは決まりませんので、この保安の議論も含めて審議をいただいて、もう少し全体像が示されたところで議論することになります。

ガスシステム改革小委員会のほうも、【1】から【5】までは大体一連の議論が終わる わけですが、さらに審議が必要とされた事項も幾つか残っておりますので、それらについ て引き続き審議を続けるという状況であります。

以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今のような状況のもとで、本日、ガス事業法における保安規制のあり方というところでご議論賜りたいと思います。

それでは、まず資料3の論点2について事務局からご説明願います。よろしくお願いします。

○大本ガス安全室長 それでは、資料3①を御覧ください。論点2の保安業務の担い手 についてです。

前回、保安業務と責任、一括して議論していただいたところですけれども、今回、保安 業務に焦点を合わせて、その実態を詳しく議論していただきます。

まず1ページの2パラですけれども、保安業務の担い手の検討は、まず需要家の多くを 占める小口需要家について行い、それを踏まえた上で大口需要家について行います。

また、真ん中に、小さい※1で書いていますけれども、保安業務でございます。①現場での作業、②保安全般の管理というのがございますけれども、今回の議論における保安業務は保安全般の管理を指します。

今回、緊急時対応などの保安業務について、その業務の実態や性質を十分踏まえた上で、 新ガス導管事業者または新ガス小売事業者、いずれの事業者が担うか検討する必要がある ということにしています。 それでは、保安業務の対応状況の実態につきまして、冨田委員からご説明をお願いいた します。

○冨田委員 ありがとうございます。それでは、私からご説明させていただきたいと思いますが、まずもって、需要家保安の業務の実態について、こういう説明の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。

資料3の②でご説明いたしますが、ここに書いてある内容は、日本ガス協会が作成して おりますガス漏えい等の保安業務にかかわる標準的な作業要領というのがございまして、 その内容をとりまとめたものでございます。例外が全くないとは言い切れませんが、多く の事業者がこの要領に沿って保安業務を実施しているということでございます。

それでは、最初に、緊急保安業務の概要についてご説明します。 1 枚の紙にスライドが上下ありますが、P1と書いてある、この番号を使ってご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、緊急保安の作業体制ですが、初めに小口について、それから次に大口について説明させていただくということにさせてください。

緊急保安業務というのは24時間365日通報に対応するということで、例えば緊急車両を もっていなくてはいけないというような格好になります。

具体的なところで、下の表を御覧いただきたいと思うのですが、作業の対象としては、需要家資産でありますガス工作物、すなわち内管ですね。それと消費機器、これに大きく分かれます。それから、調整先は当然、需要家ということになります。それから、必要なスキルですが、緊急保安というのは経験に基づく判断スキルが必要でございます。したがって、新任者を教育する意味においては、現場OJTを数年重ねるといったようなことで対応しているということでございます。それから、通報内容だけでは、道路の下のパイプなのか、それとも敷地内のパイプなのか、区別がつかない場合がございます。したがって、表の下の※にありますように、一般的に敷地内と敷地外は同じ体制で対応しているケースが多いということでございます。

次のスライド2、3は、体制の写真のイメージ、それから緊急保安の作業フローという ことです。作業フローの個々について順番にご説明させていただきます。

スライドの4を御覧ください。受付のところですが、受付の担当者は、例えばガスのに おいがするといったような内容に対応するわけですが、そのときに、普通は電話なわけで すけれども、対応として、まずガス栓とかガスメーターのコックでガスを止めてください というお願いをします。また、火気を使わないでくださいということも。火気の中には、 電気のスイッチを触らないということも含まれているわけです。それから、ガスがたまっ てはいけないので、窓を開放してくださいとか、あるいは程度に応じて近隣への通報、避 難誘導、こういったことを通報者に協力要請するということを行っているということです。 一番肝心なのは、住所、氏名、連絡先をお聞きして、どこの場所で事象が起きているかを 確認するということです。

スライドの5を御覧ください。保安の責任者はどういう出動をしたらいいだろうかと。 どういう出動というのは、緊急事態でもいろいろレベルがございまして、極端な場合には 爆発している、あるいは火災が起きているといったようなことからガスが漏れているといったもの、あるいはガス臭いといったもの、さまざまなわけです。その程度に応じて出動 の体制を整えるということでございます。

一般出動、緊急出動、特別出動とありますが、一般出動は、ガス臭かったけれども、コックを閉めて、漏えいはとりあえずおさまっているというときに駆けつけるということで、工作車で現場に出動するといったイメージのものです。緊急出動は、ガス臭いということで、緊急車でサイレンを鳴らしながら急行するといった対応です。それから、特別出動については、もう既に事象が起きているとか、すぐ起きる危険が迫っているというようなことで、複数台で駆けつけるというようなイメージでございます。緊急保安と申しましても、出動の数でいえば、一般出動が大半を占めているとご理解いただければと思います。

次に、スライドの6を御覧ください。出動の際、これはサイレンを鳴らして出かけている緊急出動ですけれども、処理要員は、本支管、供給管などの導管図面、それから内管図面、こういう情報をもって現場に急行するということです。昔は、車に担当するエリアごとの導管図面を搭載しておりまして、それをみながら行ったということがありますが、最近はモバイル端末をもっていくという事例が増えてきております。

それから、現場に駆けつけた後どうするかということですが、スライドの7ですけれど も、まず現場を確認して、指令室に状況を報告する。状況に応じて、例えば消防であると か警察であるとか、そういったところへの協力要請を行うといったようなことをやるとい うことでございます。

次に、スライドの8を御覧ください。まず、やらなければならないことは、そういう連絡をとった後に保安の措置をする。具体的には、ガスを遮断する、避難誘導、着火防止といったことになるわけでございます。ガスが遮断できて、なおかつガスがたまった状態が

回避できれば、一応保安が保たれたことになるということで、意味合い的には緊急保安の一番最低限のレベルといったことになるかと思います。この状態を早くもってくるというのが緊急保安のポイントでございます。

その次に行うことはガスの漏れている箇所を探すということです。そこの写真にあるようなことをやりながら、どこからガスが漏れているか調べるということをやります。

次に、スライドの10を御覧ください。次に行うことは、漏れをとめるということです。 漏えいの状態によって、どのように修理するかというのは様々なわけでございます。写真 に出ているのは、ねじ部からの漏えいということで、比較的軽微なものというようなイメ ージになるかと思います。ビニールテープで止めているということは、応急修理というこ とかなと思います。これでとりあえずガスは再開していただく。漏れがなくなったという 状態を確認した上で再開して、本格的な修理は後日行うといったような対応をするという ことでございます。

スライドの11は、緊急保安と関連業務のつながりを説明しているものです。まず、通報については、需要家からの通報と、この後説明しますが、例えば内管の漏えい検査員が緊急保安部門に連絡するケースがあるということです。

それから、緊急部門は出動するわけですけれども、現場の状況を大きく分けると2つ。 1つがガス工作物からの漏えい。内管からの漏えいということです。もう1つは、機器の 不具合です。工作物からの漏えいについては、特に危険な場合には、供給停止を需要家に 直接お願いして、供給停止を了承してもらうということを行います。それから、機器につ いては、機器にガスが行かないようにガス栓を止めれば、とりあえず緊急事態は回避でき るということがあります。機器をその後修理していただく。これは需要家が修理を手配す るという格好になります。

顧客の情報について、※3を御覧いただきたいと思うのですが、内管の漏えい検査の結果だとか修理履歴、こういった情報は緊急対応時には参照する程度となります。すなわち、過去にここで漏えいが起きていたとか、ここを修理したことがあるというのは、漏えい場所を発見するときには参照する程度で、それがなくても漏えい箇所を発見する作業は行うということでございます。ただ、事故の報告や原因の分析を行うときには、こうした過去の履歴が必要になると考えているところです。

次に、スライドの12から大口についてご説明します。大口の需要家は、例えば、工場内のように敷地が広いとか、ガス以外の配管が輻輳しているという状況があります。こうい

うところで緊急保安を行う際には、図面、それから営業担当者の連絡先、こういったものが必須だと私どもは考えております。どこから漏れているかというのがまだわからない状況を考えると、例えば、ガスの消費機器からの漏れも考えられるわけですけれども、現場対応には日頃から需要家に接している営業部門との連携が必要だというようなことでございます。

スライドの13でございます。なぜ営業部門との連携が必要かというところですが、写真の左側に書いてある赤字のところを御覧いただきたいと思います。例えば、供給を停止した方がいいというようなことを考えたときに、保安の最優先も、もちろんそうなのですが、操業への影響も考えなくてはいけないということがあります。停止する範囲だとか方法について、営業部門を挟んで需要家と相談することが必要だということでございます。

それから、一番下のところですけれども、仮に後日、営業補償してくださいと需要家から要請があった場合には、営業部門がその窓口となるわけでございますが、できるだけこういう事態を避ける必要がありますので、最初から営業部門に間に入っていただくということでございます。

次の14番、緊急保安の最後のスライドでございます。関連業務とのつながりということで、先ほどは小口のところでございましたけれども、大口での違いというのは、緊急保安部門と需要家の間に営業部門が入っているということでございます。営業部門の方では、供給停止の範囲とか停止方法、こういったことについて協議するということです。お客様との間で日頃から信頼関係を築いている営業部門が間に入ることで、対応がスムーズになると考えております。

※3にありますけれども、内管図面の情報だとか機器の情報、こういったものは大口の場合には緊急保安対応ということで必須だと考えております。

ただ、例外といいますか、例えば、もう既にガスが漏れていて火がついているというような場合に、営業部門と相談するという悠長なことをいっていることはできません。したがって、図の一番上のところ、危険な場合と書いてある矢印がありますが、緊急保安部門から需要家に直接供給停止を要請するということは、場合によっては、しなくてはならないということは申すまでもないということでございます。

次に、内管の漏えい検査についてご説明します。

これもスライドの1になりますが、敷地内と敷地外では、作業に当たる上での調整先や 作業内容、装備、こういったものが違うので、おのおの別のタイミングで実施していると いうのが実態でございます。漏えいを発見した場合には、緊急保安部署に対応を引き継ぐ ということでございます。

表の中に、敷地の中と外で、例えば、調査員の人数、調整先、工具類、検査の道具、資格、こういったものについて差があるということをご説明させていただいています。細かいところは割愛させていただきます。

次に、具体的にどのように作業するかというところですが、スライドの2番でございます。法定業務をベースに、過去の事故事例等を踏まえて、検査対象とか検査事項ともに、いわゆる業界の自主保安、あるいは事業者の自主保安、こういった項目を追加して行っているというのが実態でございます。具体的には、その後ご説明させていただきます。

スライドの5を御覧いただければと思います。漏えい検査と関連業務とのつながりでございます。先ほども緊急保安のところでありましたが、漏えいを確認した場合には、住所、 氏名、漏えい箇所、こういったことを現場から連絡するということでございます。

この図の中で、通常の場合、漏えいありのところは電話連絡で緊急保安部署に連絡して、 緊急保安のほうが対応するということですが、例外もありまして、応急措置というところ がありますが、より軽微な漏えいについては、その検査員が自分で行うということもあり ます。例えば、ガス栓のグリスアップといったような比較的軽微な対応方法ということで ございます。

漏えい検査の結果の記録でございますけれども、検査結果はストックする必要があります。すなわち法律で決められた検査でございますので、記録の保管、それから次回の検査のスケジュール、こういったことを考えるためにも記録の保管が必要だということでございます。

次に、スライドの6以降は、作業のイメージを写真で示したものです。先ほどちょっと ご説明を忘れましたが、法律で決められた作業については、ブルーの網かけをしたところ です。この後また出てきますが、ピンクで網かけをしたところは自主的な作業ということ になります。

スライドの6、7、8、9、こちらは全て法律で決まった作業内容ということでございます。少し細かい話になりますので、後ほど写真等を御覧いただければと思います。

スライドの10でございます。こちらからが自主的な検査の例でございます。例えばスライドの10の写真は、埋設部ではなくて露出している配管についても検査するといった自主的な取り組みの例を示しております。

それから、スライドの12を御覧ください。これも自主的なところですが、上と下、2つの同じような図がありますけれども、何が違うかということですが、破線から上のほうはガス工作物のみの場合ということで、これは法定の検査になります。すなわち、消費機器を除いた部分について漏えいがないかどうかを、ガスを閉じ込めておいて、時間がたっても圧力が下がらないかということで漏えいのありなしをチェックするわけですが、これが法律で決められた作業でございます。下の図は、消費機器も含めて、同じようにガスを閉じ込めて圧力がないかどうかをチェックする。これが自主的な検査です。こういった違いがあるということでございます。

それから、スライドの14を御覧ください。これは大口需要家の場合でございます。大口需要家の場合も、ガス工作物からの漏えいがないかどうかというのをチェックするわけですが、先ほどいいましたように、圧力を保持して漏えい検査をやろうと思ったときに、その検査のために一定時間ガスの供給をとめなくてはならないということがあります。大規模な工場においては製造ラインをとめることになりますので、時間的な制約があるということでございます。したがって、漏えい検査のためにガスの供給をとめるに当たっては、営業を通じた先方との調整が必要になるということでございます。

次は、3の②のC、消費機器の調査についてでございます。

スライドの1を御覧いただければと思います。作業の体制ということですが、通常は1 名体制、業界の資格であります需要家ガス設備点検員という者が1名で作業するというこ とです。消費機器調査と内管漏えい検査は本来異なる業務ではありますけれども、同じ需 要家に訪問するタイミングが合う場合には、同時に実施する場合が多いということでござ います。

表の中にありますが、スキルのところでございますけれども、消費機器において、不具合を発見した場合には、使用禁止のお願いをして、メーカー等での修理対応をお願いするといったことをやっているということでございます。

スライドの2を御覧ください。この表も、先ほどの漏えい検査と同じで、法律で決まった作業に加えて自主的な作業をやっているということです。ただ、自主的な作業というのは、物によって、業界のほぼ全事業者がやっているもの、あるいは状況等を勘案して事業者が独自にやっているもの、こういったものもありますが、それは事業者の考えということになります。

具体的にどういう作業かというところですが、次はスライドの6を御覧いただければと

思います。スライドの6から法律で決まった消費機器の調査ということですが、例えば不完全燃焼防止装置がついていないガス湯沸かし器では、換気扇がちゃんとついているかどうか、大きさが十分か、能力が十分あるかといったような検査をします。それから、左側の写真のところは、給排気口のところにすき間がないかといったような調査をするということです。

スライドの7は、これは法律というよりは国からの要請でございますけれども、メーカーが回収したいというようなことで周知しているものについて、需要家を訪問した際に、物置の中にあったとか、そのような事例をご紹介させていただいているところでございます。こういった古い湯沸かし器がないかどうかといったようなことも、あわせて調査しているということです。

スライドの9以降が、消費機器調査における自主的な取り組みの例でございます。ガス機器の排ガスの中にCOが含まれていないかどうかというチェックでありますとか、スライドの10については接続具の確認ということで、ゴム管に亀裂がないかどうかというようなことを自主的な検査としてやっているということでございます。

それから、大口需要家の場合との違いですが、スライドの12でございますけれども、消費機器調査に関しては法律で機器が決まっておりますので、大口・小口の差はなく対応するという考え方になっております。

それから、最後に、周知についてでございます。

周知は、法律で大きく6つに大別されるということです。一般周知、個別周知、閉栓時周知、開栓時周知、特定地下街・地下室等における消費機器の周知・表示、その他という6つに分かれるということです。

具体的にどういうことかということを簡単にご紹介させていただきますと、スライドの2を御覧いただきたいと思います。一般周知の頻度と運用ということですが、これは法定でございますけれども、通常の周知については3年に1回以上、超高層建物とか特定大規模建物については毎年1回以上、特定地下街・地下室については毎年1回以上ということです。漏えい検査とか消費機器調査についての頻度もそこに書いてあるとおりですが、点検のサイクルによって、点検時に合わせた周知ができない場合があると。その場合には、ダイレクトメールの配布とか、周知のためだけの特別巡回、こういったもので対応するということを法定のことでやっているということです。

それから、スライドの3を御覧ください。一般的な周知に加えて、自主保安活動として、

過去の事故事例等を踏まえた保安情報の周知を強化しているということでございます。

下のところは、上が法定の周知の内容ですが、下が自主的なものということで、例えば建物の外壁塗装。塗装のときにビニールシートをかぶせるということで、排気が適切にできなくなるということで、CO、不完全燃焼を起こすような事例があったので、そういったことを注意しましょうというような話であるとか、ガス栓・接続具に関するもの、経年ガス管についてのとりかえのお勧め、こういったものを自主的な取り組みとしてやっているという例をご紹介させていただいております。

少し飛んで、スライドの7を御覧いただければと思います。スライドの7の2つ目のポ ツのところですが、関連業務とのつながりということですが、周知に必要なのは機器情報 です。抜けなく行うには需要家サイドの情報管理が重要ということです。これは先ほどご 説明した内容ですが、消費機器調査のときに一般周知、個別周知をやっていますけれども、 頻度が合わないときには個別に行くということで対応しているということを再掲させてい ただいております。

具体的にどういうパンフレットを使って周知しているかというのがそれ以降でございます。例えばスライドの8、これは法定の一般周知に使っているパンフレットでございます。 法律上は周知するということで、具体的にどういう書き方をするとか、そういうことはないわけですが、読んでもらえなければ周知したことにならないということにもなりますので、読んでもらえるような工夫をしながらやっているということでございます。

それから、スライドの12以降は、先ほどもちょっと申し上げました自主的な取り組みとしての周知ということで、外壁塗装時の養生による給排気の不良であるとか、あるいはガス栓接続、それぞれ適切なタイプのものを使いましょうといったような周知、こういったことを行っているということでございます。

少し説明が長くなりましたが、以上でございます。

- ○大本ガス安全室長 それでは、資料3の①にまた戻っていただいて、2ページ目を御覧ください。2ページ目の3。のところでございます。小口需要家に係る各保安業務に係る検討事項のところです。
- (1)ですけれども、小口需要家に係る保安業務の実施のあり方として、次の①から⑥までの点を考慮する必要があるのではないかということでございます。1つ目が、①ですけれども、導管から消費機器までは相互に接続されていることから、保安業務を同一の者が一元的に行うことが必要か。②緊急時の対応は、平常時の情報を踏まえれば、より迅速か

つ着実に行えることから、保安業務を同一の者が一体的に行うことが必要か。③仮に小売を自由化すると、需要家が新ガス小売事業者を変更することが可能となりますが、その際も保安業務が安定的に行われることが必要ではないか。④集合住宅の需要家が異なる新ガス小売事業者を選択しても、共用部分の資産の保安業務を着実かつ一体的に行うことが必要ではないか。⑤緊急対応は、高度な専門性に基づき、現場に応じた判断と対応を迅速に行える者が必要ではないか。最後、⑥小売事業者が存在しない空き家も保安業務が着実に実施されることが必要ではないかということであります。

(2)で各保安業務の実施状況を踏まえた担い手の検討でございます。AからEまでの先ほどの保安業務について、新ガス導管事業者または新ガス小売事業者のどちらが担うのが適当か。また、電力事業者、液化石油ガス事業者などが参入することが見込まれるところ、これらの事業者が保安業務の担い手になり得るかどうかも確認しつつ検討するということをしております。

次に、3ページ目を御覧ください。Aの緊急時対応のところでございます。先ほどもご説明がありましたように、緊急保安は24時間体制での受付ですとか、現場に急行するなどの整備が必要でございます。また、漏えい箇所が特定されていない場合もありますので、本支管、内管とで同一の事業者が実施することが必要ではないか。さらに、他の保安業務にも増して、高度な専門性に基づき、現場の状況に応じた判断と対応を迅速に行うことが求められる。このため、新ガス導管事業者が一体的に保安業務を実施することが適当ではないかとしてございます。

次に、Bの内管の漏えい検査です。次の①から次のページの⑥までの点を考慮し検討する必要があるのではないかとしております。①が、内管の設置状況や過去からの点検情報を一元的に管理した上で実施することが有効ではないか。②緊急保安をスムーズに対応するために、緊急保安と一体または連携して実施することが必要ではないか。③小口需要家が小売事業者を変更しても、過去の情報を踏まえた検査を実施することが必要ではないか。④集合住宅の共用部分の検査は、同一の事業者が担うほうが漏れなく効率的に実施できるのではないか。⑤空き家の内管漏えい検査も着実に実施するためには、小売契約の有無にかかわらず同一の者が実施するのが望ましいのではないか。次の4ページ目に⑥でございますけれども、比較的容易に作業スキルを習得できるとも考えられますが、その作業の工程管理や品質管理が可能な事業者が実施することが適切ではないかというところでございます。

次に、この資料一体のところの後ろから3枚目を御覧ください。参考2、第9回ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会(平成14年7月2日)を御覧いただければと思います。

これは当時、10年以上前ですけれども、日本ガス協会からプレゼンテーションされたもので、1枚めくって4.のところにも書いてございます。上側に四角で囲ったところで①と書いてありますけれども、当時、内管のガス工事の実施主体の考え方に関して、ガス事業者であるべきか、一般工事業者であるべきかといった趣旨で議論がされていたところであります。今の保安業務の議論とは直接的には関係ないのでございますけれども、4.のところで、①ガス漏れ対応では、上流~下流のどの部分のガス漏れでも迅速に修理できる体制と上流~下流を統合した保安情報が必要であり、内管の品質が導管ネットワーク全体に影響を及ぼすことになることから、品質確保は導管と一体で行うことが不可欠であるとしてございます。

次のページの5. でございますけれども、ここも隠蔽部分が多いということで、枠囲いの下から3行目ですが、ガス機器の増設や位置替えなどに伴う既設ガス管の変更工事、設備の定期点検、内管漏えい検査、消費機器調査、あるいはガス漏れの緊急対応を適切に行うためには、過去の点検に関する履歴を統合した需要家に関する保安情報の一元管理が必要であると。あわせて、緊急、点検という一連の業務を一体的に実施する必要があるとしております。

続いて、次の6. でございます。保安上重要な物件については、特に緊急対応を行うと きには高い専門性が必要だというような記述もございます。

最後、7ページ目の7. でございますけれども、このようなネットワークによる供給については、上流~下流の設備・情報の一体性、業務・情報の一体管理、高い専門性というようなことでまとめているところでございます。

続いて、4ページ目、Cの消費機器の調査のところを御覧ください。消費機器の調査につきましては、次の①から⑤ということで、4ページ目の下、①でございますけれども、内管の漏えい検査と消費機器の調査を仮に同じタイミングで行う場合には、同一主体が行うことが効率的という考えもありますが、同じタイミングで行われない場合をどう考えるのか。②小口需要家が新ガス小売事業者を変更しても、過去の情報を踏まえた上で調査を実施することが必要という考えもございますが、新たに契約を締結する際に改めて調査を実施すれば、必要な情報が得られるかという点。続いて、5ページ目の③でございます。

これまで既存ガス事業者は、ガスを販売する立場から、安全型機器への取り替え促進の作業を通じて、保安の維持・向上に努めており、引き続き消費機器の調査を実施することが効果的ではないか。④小売契約を需要家と締結することで需要家と接点がある事業者が担うほうが、円滑な調査が実施できるのではないか。⑤ガスを販売する事業者がガスを販売する上で、需要家の消費機器を把握することが一般的であるため、ガスを販売する人が行うほうが効率的ではないか、としています。

次に、D、E、消費機器の周知のところです。次の①から④という点で考慮する必要があるのではないかということで、5ページ目の①のところでございます。消費機器の周知は、需要家宅の訪問機会にあわせて、消費機器の調査などと行うのが一般的であるため、同一主体が行うことが効率的ではないか。②これまで既存ガス事業者は、ガスを販売する立場から、その機器への取替えの作業を通じて保安の維持・向上に努めており、引き続き周知も実施することが効果的ではないか。続いて、6ページ目の③でございます。小売契約を需要家と締結することで需要家と接点がある事業者が担うほうが、円滑な情報提供が実施できるのではないか。④ガスを販売する事業者がガスを販売する上で需要家の機器を把握することが一般的であるため、危険発生防止周知は、ガスを販売する事業者が行うことが効率的ではないかというところでございます。

続いて、4.の大口需要家に係る検討事項について、2パラのところで、今回の見直しで、ガス事業者から大口需要家に担わせることが適当か。その際に、大口需要家に担わせるとした場合、高い保安業務が期待できるか。仮に期待できない場合、ガス事業者がこれらを担うことが適当か。その上で、ガス事業者が担い手となる場合は、新ガス小売事業者と新ガス導管事業者のいずれかが担うこととすべきかどうかということで、次の(1)から、以下の点を考慮しということで記載してございます。

- (1)でございますけれども、現在、大口ガス供給は、大口ガス事業者が保安業務を担っておりますが、過去10年間において特段事故等が発生していないということから、現行の体制を継続しても保安の観点から問題ないと考えるため、既に実績のある仕組みを継続する必要はないかという点。
- (2)でございますけれども、ガスの使用の制約条件も需要家ごとに様々であるということで、作業及び管理を行い得る事業者が実施する必要はないか。また、需要家のガスの使用実態を把握している事業者が当該業務を担うべきではないかという点。

続いて、7ページ目の(3)でございます。仮に大口需要家に係る保安業務と小口需要家

に係る保安業務で担い手を変えると、その境界線によっては、利用量によっては担い手が変更してしまう。現状において大きな問題は生じていないことから、特段見直す必要はないと考えてよいか。

(4)小口に係る保安業務のあり方で、先ほど小口に関して①から⑥の点を挙げさせてもらいましたが、大口にも適用されるか否かということで、参考は先ほどの小口に書いてあるところなので、省略します。それに対して①は、保安業務を同一の者が一元的に行うことが必要かという点でございますけれども、大口需要家の敷地境界線は通常バルブを設置し、本支管と内管は分断されることが多いため、必ずしも一元的に行われる必要はないとも考えられます。③と⑤は、保安業務が安定的に行われることが必要ではないかということと、緊急対応というのは高度な専門性で行うという点でございますけれども、大口事業者がみずから行っているケースも少なからず存在するが、こうした実態も踏まえる必要がないかという点でございます。

また、大口ガス事業者側の意見として、2つの視点がありますが、どのように考えるべきか、ということで、(ア) 保安業務の引き継ぎ、これは③の観点でございますけれども、小売が変更した場合には引き継ぎが適切に行われない可能性があるという点。(イ) ですけれども、緊急時対応については、ガス漏れ箇所が不明な場合に、新ガス導管事業者と小売が別々に出動する場合があり、その場合は一事業者で対応するよりも復旧作業や情報連絡がふくそうする可能性がある。これに対して、8ページ目でございますけれども、(ア) については、保安業務の実施の引き継ぎが適切に行われるような制度的手当てを講じることも考えられるのではないか。(イ) については、現在でも同様の可能性があると考えられるが、どの程度問題が生じているのかという点も考慮する必要があると考えています。

- (5)で、大口需要家の特質やガス事業者の保安体制に応じて、保安業務の適切な担い手が異なることもあり得るのではないかということもあります。
- 5. で、保安責任の所在については、今回は保安業務の担い手ということなので、次回 以降に取り上げることにしたいとしております。

以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

以上、丁寧にご説明いただき、特に保安業務に関して整理してご説明いただきました。 漠然と保安、保安といっていたのでは何をしているのかよくわからないということで、本 日ご説明賜りまして、それに関して保安業務の担い手が誰であるべきかという点で事務局から整理した上で、課題を抽出いただきました。全体にわたって議論すべきところではありますが、今回、審議の進め方としましては、論点2について、4つの課題1つずつに関してご議論賜りたいと思います。

まず1番目は小口需要家の緊急保安、(2)のAということになりますが、それと2番目が小口需要家の内管の漏えい検査に関して、(2)のBの話題ということになります。それから、3番目が小口需要家の消費機器の調査・周知ということで、これは(2)のC、D、Eが含まれてまいります。それと4番目、大口需要家の保安のあり方ということになります。以上のような順番で、4段階でご議論を進めていっていただけたらと思います。当然、絡む問題も出てまいりますので、その中でご議論いただけたらと思いますが、いつものようにネームプレートを立ててご発言賜りたいと思います。それでは、早田委員、1番目の緊急保安のあり方に関して、どうぞ。

○早田委員 それでは、今、個別の議論ということでございましたけれども、前段で一 言申し上げさせていただきたいと思います。

先ほど横島課長からご説明いただいたとおり、今回の議論は、仮に全面自由化する場合にはという前提条件のもとで検討するということでございます。先ほど説明がありましたように、仮に全面自由化する場合の事業類型といたしましては、ガス導管事業者とガス小売事業者の2つの事業に分類されるということで、この整理におきまして、今、一般ガス事業者であります既存のガス事業者様におかれましては、ガス導管事業者とガス小売事業者、この2つの顔を持つということになります。一方で新規参入者については小売事業者となりますので、現状の制度からすると大きく制度が変わるということになろうかと思います。

このため、導管ネットワークの保安につきましては、ガス導管事業者が担うことになりますけれども、今回議論となっております需要家のガス設備の保安につきましては、ガス 導管事業者とガス小売事業者のうち、どちらの事業者に負わせるかというのが、本日も含めた論点と認識しているところでございます。

このように考えますと、ガスシステム全体が大きく変わるということになりますので、 現行制度の延長上で考えるだけではなくて、やはり最適なガス保安システムとはどのよう なものかというのをもう一度考える必要があるのではないかと考えてございます。

このような前提のもと、資料にも、需要家の選択肢の拡大という言葉を書いていただき

ましたけれども、このためには新ガス小売事業者として新規参入を諦めざるを得ないような過度な保安の負担ではなく、やはり新ガス導管事業者とともに協力してお客様の安全・安心を確保し、かつより一層の保安水準の維持・向上を目指すことができるような最適な保安システムを考えるべきではないかと考えているところでございます。

このため、先ほど室長から説明がございましたけれども、以前整理されたものにおいても、やはり一連の業務を一体的に実施する必要があるというような方向性が示されているわけでございまして、私どもが目指す姿も、まさしくこの方向性を踏まえて、需要家のガス設備を含めたガス導管ネットワーク全体を考えた場合に、やはり保安業務を複数に分割するということではなくて、これまで保安水準の維持・向上に努力されてきました既存事業者様の方がガス導管事業者として引き続きガス保安全体の中核を担っていただいて、我々新規参入者であります小売事業者もお客様との接点の機会を通じた保安業務を分担することで、協働して保安を維持・向上していくべきと考えているところでございます。

以上が、私どもが目指すべきではないかというような姿でございまして、こういうこと を踏まえて緊急保安について意見を述べさせていただきます。

先ほど冨田委員から詳しくご説明いただきましたとおり、緊急保安と申しますのは、やはり24時間体制で導管と内管以降の需要家の設備まで障害等の通報を一元的に受け付けられて、それを保安部隊に指示する。さらには通報者とか関係機関への連絡、調整を行う必要がございます。これらは、高度な専門知識と現場実態を十分に踏まえた上で、さらには瞬時の的確な判断が求められるということでございます。このため、仮に小売が自由化された場合において、一刻を争うような緊急対応を小売事業者のほうに課した場合でございますけれども、やはり導管事業者様との調整、協議等が発生して、不測の事態等が発生することが懸念されます。このため、私どもといたしましては、やはり導管事業者の方が業務を担うのが適当ではないかと考えているところでございます。

少し長くなりましたけれども、以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

前半の立場は、おそらく個々の委員の方々、皆、共有しておられるのではないかなと思います。緊急保安に関しては、今もご指摘ございましたように、新ガス導管事業者が担うべきであろうということに関しては、皆様もそういう方向でお考えかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、2番目の内管の漏えい検査に関しての考え方ですが、この点を3ページ以降

の記述に関しましてご議論をいただければ。それでは、早田委員。

○早田委員 連続で申しわけございません。内管の漏えい検査でございますけれども、 事務局の資料で①から⑤という観点を整理していただいておりますが、まさしくこの観点 から、導管事業者のほうが担うのが適当ではないかと考えてございます。

前回、冨田委員から、漏えい検査はある程度の技能を習得すれば誰でもできるというような趣旨のご発言もあったところでございますが、先ほど詳しく説明していただいた資料を拝見いたしますと、私も含めて委員の皆さん、そうは思われなかったのではないのかなと感じているところでございます。

特に先ほどの詳しい資料の、スライド3ページ目、4ページ目だったと思いますけれども、ガス業界様のほうで資格講習制度というのを確立、充実されているということがよくわかりました。このことがやはり現状の需要家保安レベルの維持・向上につながっておりまして、これは、やはり引き続き既存のガス事業者様のほうで実施していただくのが適当ではないのかなと考えているところでございます。その上で、ガス漏えいを発見した際の通報でありますとか、初動対応が必要であることなどを考慮して、導管事業者とするのが適当ではないかと考えているところでございます。

また、漏えい検査の結果は蓄積して次回の検査へ活用することが必須であるというような説明もあったかと思います。仮に小売が自由化された場合、スイッチングしたときの検査の連続性でありますとか、制度の安定性の面、こういう面を考慮いたしても、やはり導管事業者による一貫した実施管理が適当ではないかと考えております。

以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

今の内管の漏えい検査に関しまして、事務局からご指摘があったので、今の早田委員の 議論も踏まえまして何かご意見がございますか。どうぞ、立原委員。

○立原委員 本資料の一番後ろに、私どもLPガス事業者等の場合は既に十分な保安体制を有していると考えられると書いてございますけれども、これは、液化石油ガス法においてLPガス事業者は、新しく認定保安機関、それに合わせた保安に携わる者の資格制度等、厳しい制度の中で現状やっているわけでございます。これはガス事業法においてもこれから先、十分整備しなくてはならないところです。メーターから下流の部分については、私どものLPガス事業者にも十分な保安の実績がありますので、新しい制度設計をしていただければ消費者の方の選択肢が増えることになります。

なぜ、そういうことを申すかといいますと、次の消費機器の部分の調査も含めて、ある程度、家の中の部分は一体性があるものですから、消費者様の方の保安、安全を考えれば、よりベストな方法であると考えます。当然、今回のガスシステム、需要開発の中の一つの側面として、需要拡大と消費者の方の選択肢の拡大を切り分けて新しい制度をつくっていただければ、消費者の方に、今回のガスシステム改革の恩恵をより多く受けていただけると思っております。

以上でございます。

- ○豊田委員長 どうもありがとうございました。梅村委員、どうぞ。
- ○梅村委員 質問でもよろしいですか。
- ○豊田委員長 どうぞ。
- ○梅村委員 今、話に出ているのが、既存のガス管についての話かなという気がするのです。新たに管を入れる場合、例えば新築の家を作る場合、どのようにしてそれが行われていくかというのが知りたいのです。特に保安の場合、情報管理が非常に大切かと思うのですけれども、その辺をどのように行われていくのかなと。
- ○豊田委員長 冨田委員、何かありますか。
- ○冨田委員 今ご質問されていらっしゃる点は、全面自由化された場合に、どういう工 事が行われるかということなので、そこまでまだ議論は進んでいないと私は思いますので、 ちょっとお答えしかねます。
- ○梅村委員 それはわからないという話ですか。
- ○冨田委員 はい。
- ○豊田委員長 いずれにしても、内管の漏えい検査に関しては新ガス導管事業者が担うべきであるという大きな流れですが、今、立原委員のご指摘にありましたように、既にできている、できる能力のあるところがあって、そういうものに対する一種の選択肢もあるのかという面で制度設計上の観点から何かの工夫ができないかを考えていただき、主として新ガス導管事業者が担うべきであるという方向でのご意見だとお伺いしますが、よろしいでしょうか。それでは、制度設計の上で工夫を考えていただくということで。

一番大きな問題は、次の3番目の小口需要家の消費機器の調査・周知ということで、この点に関しましてご議論をいただきたいと思います。事務局案では、新ガス小売事業者が 行う方向性が示されておりますが、それに伴う課題に関しても資料の中でご指摘いただい ているところでございます。その点も踏まえましてご議論いただけたらと思います。早田 委員、どうぞ。

○早田委員 それでは、先ほど冨田委員からご説明がありました資料3の②のC、消費機器調査の概要のトータルページでいきますと18ページ目、パワーポイントでいうとページ2でございます。まず、ここをみながら議論させていただきたいと思います。

この資料の中で、法的な部分と自主的に行われている部分を整理していただいていると思うのですけれども、まず、ここで議論すべきは、ブルーで示していただいております法的に義務づけられている対象の消費機器について、誰が調査を実施すべきかというところをまず議論した上で、その周りの自主的なところについては、その後、どちらがいいのかというのを議論したほうがいいのではないかと考えているところでございます。

そのように整理していくとした場合、やはり法的な部分というのは危険性が高く、定期的な点検が必要なものと理解してございまして、60万台ほどあるというような数字を前回の資料にも記載いただいていたかと思います。現状の機器につきましては、その機器の実態でありますとか、点検の調査のときのポイント、そういうものを今管理されていますのは既存のガス事業者様でございます。そういう観点からすると、それは、やはり継続して実施していただいた方が、保安管理上、適当ではないかと私どもは考えているところでございます。

その上で、小売が自由化された場合につきましては、検査の記録のデータ管理でありますとか、保安等の引き継ぎ、こういうものが発生するということが懸念されますので、やはりこれは新ガス導管事業者による一貫、一元的な実施管理が適当ではないかと考えているところでございます。

では、周りのところはどうするかということでございますけれども、例えば、これは調査ということで一括りにするのではなくて、右下に書いていただいておりますような接続 具の確認などにつきましては、需要家と接点のある小売事業者が行ったときに周知と一緒 にやるとか、お客様に供給するときにやるとか、そういう仕分けもできるのではないかと 考えているところでございます。

以上でございます。

- ○豊田委員長 どうもありがとうございました。
 - 今の点に関して、冨田委員、何かご意見ありましたら。
- ○冨田委員 ありがとうございます。前回も申し上げましたけれども、保安を考える上

で一番重要なポイントは、ガス安全高度化計画に掲げられた関係者の協働ということを全面自由化の後も、いかに実現していくかということではないかなと思っております。そのためには、ガスの小売事業者、新ガス小売事業者におかれましても一定の保安責任を担っていただくということが不可欠だろうと思っております。こうした観点から、少なくとも消費機器の調査・周知、消費機器にかかわる保安全般については、本日の事務局側の資料にも記載されているとおり、新ガス小売事業者に担っていただきたいと考えております。

先ほど早田委員からお話がありました自主検査、自主的な取り組み、こういったものの必要性、あるいは重要性は、早田委員もご理解いただいているところだと思います。ここに掲げたものは今やられているものであって、今後どういう形のものが出てくるかというのがわからない。どういうことをやらなくてはいけないかということを考えてやることも新ガス小売事業者の責務だと思います。法的な責任を持つからこそ、そういうところまで目が届くということになるのではないかなと思います。したがって、自主検査を含めて法的なところもやられるという必要が私はあると思います。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。織委員、どうぞ。

○織委員 消費機器の調査のところなのですけれども、これ、後のほうの周知となかなか切り離せない部分が正直あるのではないかなと思うのです。それで、急に新しい新規小売の方に移行するには確かに難しいところがあるかと思うのですけれども、こういう危険を伴うものを売っているということ、そのリスクを、小売業がガスの安全を守っていくためには事故時の知識は絶対必要だと思うのです。どういう機器が過去にどれぐらい事故があったのか、事故率があるのかということは、当然、自分たちでも把握していって売っていただかないと、消費者としてはすごく不安があると思うのです。ですから、もちろん急にすぐバトンタッチするというのは難しいにしても、意識としては、リスク管理の1点の面でいけば、機器調査までは当然及んでくると思うのです。

これから、オールジャパンで考えてきて、新規事業者が出てきて、これを今まで議論してきたように、年間1人という事故率をゼロに上げていくためには、今までと同じやり方をしていくのではなくて、もう一歩進んだ新しい考え方を入れていかなくてはいけない。その中では、新ガス小売事業者の果たす役割と消費者との接点という面ではすごく重要になってくると思うのです。そういった意味で、小売事業者が機器の過去のリスク率、事故についても十分勉強していただきながら、販売員ですとか、定期調査を行う責務を担うと

いう覚悟を消費者にみせていただく必要があるのではないかなと思います。

あわせて、それをするときには、まだこれも先の話になると思うのですけれども、全国 オールジャパンで一律一定の基準をもっている人たちが入ってくる。今、日本ガス協会が やっている自主認定調査についても何らかの形で小売はそれにかんでくる。自分たちが作 るのは無理だとしたら、その制度に関与するという形の認定制度との絡みが必要になって くるのではないかなと思います。

- ○豊田委員長 どうもありがとうございます。今の点も含めまして、それでは早田委員。
- ○早田委員 私は、新規参入する立場として、お客様の消費機器についてきちんと把握 して、保安を確保していく。その覚悟は当然あるところでございます。

私が先ほど申し上げたのは、法定のところをどうするかというところでございまして、 もう既にその危険性は今の既存のガス会社様のほうで十分管理されている。今後、それは 基本的に増えていかないものだと私は認識してございまして、それについては、やはり今 まで管理しておられて、注意のポイントとかを十分把握しておられる方が今後も継続して 管理していただくのが保安上はいいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

- ○豊田委員長 今、現状と将来像と移行の関係と、議論がちょっと混じり合っているようです。やはりきちっと考えて整理して、問題は将来像はどうあるべきかということを議論すべきだろうと思います。では、立原委員。
- ○立原委員 今、委員の方から、統一した資格認定制度が必要ではないかというお話が ございましたが、それが最終的に消費者の方の安全には一番いいと思っております。私ど もLPガス業界では、既に保安責任は小売業者が責任を持ってやっている実績がございま すので、私どももそういう形で資格認定制度に関与させていただければと思います。

都市ガス業界のことを全てわかっている訳ではございませんが、LPガス業界では、液化石油ガス法に定める液化石油ガス設備士という国家資格を持っていれば全国どこでも配管工事から消費機器の取り付けまでできるようになっております。その辺のところも参考にしていただき、先ほどお話がありました統一した資格認定制度を検討していただければ、消費者の方の利益になるものと思っております。

以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

松村代理。

○和田委員(松村代理) 論点のCとD、一体として考えるべきではないかという先ほどの織委員の意見に、全く賛成でございます。お客様は保安業務について具体的に承知しているわけではありませんので、現行では小売事業者と導管事業者が一致していますけれども、これが全面自由化ということになると、新規参入される小売事業者の方と従来から引き続いて両方やられる方とがいらっしゃるわけですが、新しく参入された小売事業者からガスを購入されるお客様からみえる事業者、顔のみえる事業者は新規の小売事業者なのです。したがって、具合が悪いという話のときには、当然、以前の導管事業者ということではなくて、新しい小売事業者が目に浮かぶはずでありますから、まず何かのときに連絡されるのは新規の小売事業者のはずであります。そういう意味では、C、あるいは論点のD、Eのところも当然、新小売事業者が業務を行うべきと考えております。

それから、ちょっと私の聞き違いか、あるいは理解の違いかもしれませんが、先ほどの 論点の例えば漏えい検査のところで、立原委員の意見に対して委員長、導管事業者にする のが適当で、あと若干、制度設計の中で考えるというようなことをおっしゃったかと思う のですが、ちょっとずれがあるような気がしておりまして、場合によっては、そこは漏え い検査についても小売事業者に能力がある人がいるとすれば、消費者、お客様の選択によ って小売事業者に漏えい検査の業務を担ってもらうということがあっていいのではないか ということではないかと思いまして、その辺、確認をお願いしたいと。

- ○豊田委員長 その点を制度設計上でということで申し上げたのです。
- ○和田委員(松村代理) 導管事業者に、ということではなかったのではないかと思っておりまして、限定するという意味ではないと。

以上です。

○豊田委員長 制度設計という意味は、そのような意味合いで申し上げております。今 後工夫いただくことにいたします。

大河内委員、どうぞ。

○大河内委員 私は家庭で都市ガスを使っている者の立場なので、一つ一つ個別にということではなく、AからEまで一括して、今までどおりといいますか、この分け方だと新ガス導管事業者の方に担ってほしいと思っています。現状の保安業務の担い手を変えないで欲しいという意味なのですけれども、資料3の2ページの検討事項に①から⑥まで、必要という言葉が6個出てくるのですが、ここを私たちは必要ですと言いたいと思います。

保安ということを考えると、資格や技術など、そういうことだけではなくて、先ほどの 冨田委員の説明にもあったように、経験が大変重要になっているのではないかと思います し、いわゆる勘のようなものが、事故が起きたときなどにも必要だと思いますので、そう いう保安体制が今までどおり続いていくということが、安全と私たちの安心感につながる のではないかと思います。

それから、古い消費機器がリコールされたときなどにも、今までのデータが一元的に蓄積されていた方が、そのリコールに対する早い対応なども可能なので、そのほうが安全なのではないかと思います。

私たち、東日本大震災のときにガス事業の方たちがどんなにいろいろな努力をされたかというのを忘れていませんし、とても感謝もしています。今、いつ震災がまた起きるか一一震災だけではありません。いろいろな災害がいつ起きるかわからないといわれているわけですから、あのときに学んだ復旧の技術とか、そういうものを生かして次の災害に備える、そのようなことを望んでいますし、ガス安全高度化計画はそういうことを前提に作られていると思っていますから、そこはシステム的に担保するべきところではないかなと思います。

もう1つ、ここで全然議題になっていないことはわかっているのですけれども、自由化に伴って私たちが一番心配しているところは、市場のビジネスという意味では、活性化していくのではないか、そうだろうなと思うのですが、家庭にいる者にとっては、自由化されると、電話の勧誘ですとか訪問販売というような形で自由化が入ってくるわけです。国民生活センターなどの調査でも、90%以上の人が電話勧誘などは嫌だと、やめてほしいと回答しています。そのような営業の中には、点検商法のような本当に詐欺まがいの行為も行われます。そういうことが絶対に起きるだろうと思いますので、心配しています。ですから、ガスシステム改革の中にも、これからの少子高齢化社会という、自己責任といっても判断力がおぼつかない、私も含めてだと思いますけれども、そういう人たちが増えていく社会だということも視点の中に入れてほしいと思います。

以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

後半の部分はシステム改革の方でご議論いただけたらと思います。今ご指摘あったのは、 消費者が安心できる保安ということが求められているのだろうと思いますが、それは制度 のつくり方の中で、不安を起こさないような制度設計にするというご指摘だろうと思いま す。

青木委員。少し時間が押していますので、簡潔にお願い申し上げます。

○青木委員 ガス警報器工業会の青木です。

平成24年4月にこの委員会で承認し作成されましたガス安全高度化計画が実現できるようなガス安全システムの構築が重要ではないかというのは、皆さんの一致することだと思います。計画の中で、消費者段階での事故防止対策として、警報器の一層の普及と安全の多重化を図るということが記述されています。このため、ガス警報器の電池化が高度化計画のアクションプランに掲げられまして、当工業会では、1~2年後の商品化、製品化を目指して鋭意取り組んでいるところであります。

一方、ガス警報器はガス事業法で、特定地下室、特定地下街など以外は設置が法律で義務化されていません。しかしながら、これまでガス事業者の自主的な取り組み、自主保安によって、一般家庭などの小口消費者宅に設置されてきました。現状、全国での設置率は約40%、年間出荷台数は約200万台となっておりまして、こうした自主保安の取り組みがガス事故の撲滅、高度化計画の達成に欠かせないものであり、新ガス小売事業者におきましても自主保安活動が積極的になされるようなシステムとすることが必要ではないかと考えます。

以上の観点から、今回の事務局案は前回の案より前進したものではないかと思います。

それと、早田委員のおっしゃっていました現状の法定のやるべきことの調査は増えないということですが、これは将来を考えると、増えるかもわかりません。私はそう思います。そういったことから、法定の部分もしっかりと小売事業者にやっていただく。今、大河内委員がおっしゃいましたように、消費者の方の心配がある。やはり法定にあればこそ、家庭にガス事業者の調査員が入れるわけです。そういった接点の中で自主保安の部分もやらせていただくということがありますので、そういう実態を踏まえますと、新小売事業者も法定の部分もしっかりと調査すべきではないかと考えます。

以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

ちょっと時間が押しておりまして、延長になるかもわかりませんけれども、ご承知お願いするとして、水流委員。できましたら簡潔にお願いいたします。

○水流委員 基本的に安全・安心のためには、パイプとパイプの先についているもの、 これについて一体化して調査、管理しておかないと難しいと思います。我々、やはり過去 の事故事例から教訓としてそれはありますので、その形で実施できるような体制を望みた いと思います。

○豊田委員長 どうもありがとうございます。

では、倉渕委員、お願いします。

○倉渕委員 先ほどの大河内先生のご意見、大変もっともだと思いまして、要するに、 消費者は今のシステムをなるべく変えてほしくないと。その観点からいきますと、そもそ も導管事業と小売事業を分けてというのは本来おかしい気がするのですけれども、そうは いっても自由化をするために分けざるを得ないと。そうすると、どこかでこの線を引かざ るを得ないというのが、現状、我々が議論しているところだと思います。

その観点からいきますと、これまでガスの安全がどのようにキープされてきたかということを鑑みますと、接点保安が極めて重要で、そういった意味でいいますと、法定点検と自主点検を切り分けるというのは、やはり私はナンセンスではないかと思います。保安のレベルとか、何をチェックするべきかということを、実情に合わせて、その状況に応じて迅速に対応できるという今のシステムを、やはり今後もキープするべきではないかなと思います。

そういった観点からいきますと、今回の事務局案といたしましては、内管の漏えい検査 までは導管事業者で、それ以降は小売事業者でということかなと思いますけれども、現状 で考えられるのは、この辺がいいところかなと個人的には考えます。

以上です。

- ○豊田委員長 立原委員、お願いいたします。
- ○立原委員 簡潔にお答えさせていただきます。大河内委員からご指摘あったことは重々至極だと思います。ですから、私どもがお話ししているのも、今の日本ガス協会がやっている安全確保を前提に、それ以上の保安業務ができる業者を選定してオープンにする。そういうことがいいのかなと思っております。

以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

多くのご議論を賜っておりますが、方向性に関しては、消費者関連の保安業務に関しては新ガス小売事業者が担う方向であろうと思われますが、ただ、2つにきちっと仕分けられて、つながりがないという形では、問題が多いというご指摘が多くあったかと思います。では、それも踏まえて、今度は責任のあり方。保安責任という観点から次回、もう一度整

理した形で事務局案をお示しいただいて、ご議論いただけたらと思っております。

それで、次に大きな問題は大口需要家の取り扱いなのですが、消費者にとっては余り密接な実感がないのですが、4番目の大口需要家に関しましてご意見賜れたらと思います。いかがでしょうか。早田委員、お願いします。

○早田委員 それでは、大口についてご意見申し上げます。

大口需要家の方ですけれども、小口については緊急保安とかそれぞれの業務について細かに整理いただいたところでありますが、現状は、これまで自由化を拡大していく中で余り問題が発生していないということ。これについては関係者の方の努力の結果であって、大変すばらしい事実であるというのは、私ども、認識しているところでございますけれども、これだけをもって現状の仕組みを継続するというのは余り論理的ではないのではないかと考えているところでございます。

そういう観点からすると、やはり少し分けて議論するのが適当ではないかと考えています。そういう意味で、現状、既存のガス事業者様のほうが小口・大口関係なく、それも導管と内管を一元的に通報対応から現場対応、これらの緊急対応を行っていらっしゃること。それと緊急対応には、先ほどの小口の議論でもありましたけれども、内管図面でありますとか、漏えいの実績とか修理の履歴、こういうものが不可欠だというようなことを認識しております。そういうことを考えますと、やはり漏えい検査も含めて同一事業者が実施するのが適当ではないかと。

そういうことを考えた上で、システム改革小委でも申し上げました、やはり引き継ぎの不確実性でありますとか、緊急時の導管事業者との連携、調整、こういうことが発生する 懸念がある。これはルールをつくればいいのではないかというような議論もあろうかと思いますけれども、制度的にこれをないものとした方が、さらに保安レベルを維持できるのではないかと考えておりまして、これらについては新ガス導管事業者が一元的に実施することが適当ではないかと考えているところでございます。

あと、資料の中で少し補足的にあるのが、例えば6ページ目に(2)のところで書いていただいておりますけれども、ガス使用の制約条件も需要家ごとに様々であり云々で、これらの情報を把握した上で、作業、管理を行い得る事業者が実施する必要があるのではないかということで、まさしくこのとおりでございまして、こういう観点からも新ガス導管事業者に一元して、やはり頻繁に変わる可能性があります新ガス小売事業者に実施させることは適当ではないと考えているところでございます。

また、7ページ目でございますけれども、中ごろからちょっと下のところに、以上に対し、①については、大口需要家の敷地境界線には通常バルブを設置し、分断されていることが多いためと書いていただいているのですけれども、これまで多数の委員から、やはりガスは電気と異なって危険なので、個別ではなくエリアのリスクを捉えるべきであるというようなご意見があったかと思います。そういうことを踏まえれば、バルブで縁が切れているから保安業務を分担していいというような結論ではなくて、やはりこれはエリア全体でみるべきではないかと考えているところでございます。

少し細かくなりますけれども、日本ガス協会が説明されました保安業務の資料3の②の14ページ、トータルページでいうと8ページ目に、営業部門を介した需要家との協議が必要というような表現があろうかと思います。関西電力の実際におきましては、直接保安部門が対応しているということでございますので、緊急保安に関して、先ほど冨田委員からも、必ずしもではないというような説明もありましたけれども、営業部門が間に入らないといけないというのは必須ではないというのを委員の方にご理解いただきたいと思っております。

また、同じく3の②の、今度、漏えい検査のほうでございますけれども、この中の1ページ目とか5ページ目にも、漏えいを発見、確認した場合は、検査員は必ずしも対応せず、緊急保安部署に連絡という表現がございますが、漏えい検査を担当する部署と緊急保安を担当する部署に分けていらっしゃるというのは、おそらく大手のガス事業様の仕組みではないのかなと考えてございまして、関西電力の例でも、漏えいを発見した者が一時的な緊急処置を実施しているという実績もございます。おそらく中小のガス事業者様につきましては、発見された方が何らかの初期対応とかもされているのではないのかなと認識しているところでございます。

また、同じく漏えい検査のところで、最後の14ページでございます。スライド14ページ、ページ番号では16ページでございます。大口需要家の場合につきましては、左側の絵でございますけれども、漏えい検査をする場合については、必ず営業部門が仲介に入って調整するというような絵になってございますが、これにつきましても関西電力におきましては、検査を実施する保安部隊が直接対応しているということでございまして、これにつきましても営業部門が入らないと何か保安上の問題が発生するというような認識はございませんので、それらについても誤解がないようにとお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

今ご指摘いただきました点について、冨田委員、何かご発言ございますか。

○冨田委員 ありがとうございます。最初に早田委員から、全面自由化をするので、最適な保安システムを新たに考えたらよろしいのではないかというご発言がありましたけれども、私はそうは思いません。やはり実績というのは、保安に関しては非常に大事だと。今のやり方に問題があるのであれば、それを見直すことをあわせて考えるというのはあるかもしれませんが、大口に関しては事故が起きていないということで、保安に関する制度として機能している。なおかつ非常に順調に機能しているというような評価がされていますし、私も評価すべきだろうと思います。

最適な保安システムとは何なのだろうかと。要は、頭の中、机の上だけで考えていることで、それが最適といえる確信は、私は非常にあやふやで確信はもてないなということを 感じました。

先ほど私の説明のところに関して、特に大口分野に関して、営業の関与は必ずしも必然ではないということのご指摘がありました。申しわけございませんけれども、関西電力さんがどのようにやられているかというのは承知しておりませんが、今日ご説明させていただいたのは、通常の一般ガス事業者における大口の取り組みを申し上げました。大口において保安を確実に担保するには、先ほど事務局の資料にもありましたように、敷地内で漏えいがあったら、敷地境のバルブをとめれば、もう保安はほとんど確保できるということがあるわけですが、それでは営業補償の問題だとか、ほかの問題が惹起されるということもありますので、日頃から信頼関係をもっている営業分野が間に入るということが対応として極めて必要だろうと思っております。

それから、漏えいの発見者がそのまま修理するというような取り組みについてありましたけれども、それも私どもからすれば例外的なやり方かなと思います。

個々について全部反論は申しませんけれども、大口のところに関しては、これまでも何度か申し上げていますが、実績のある今までのやり方をこれからも継続するという考え方がよろしいと思っております。

○豊田委員長 辻委員、どうぞ。少し簡潔にお願いします。

○辻委員 これまでの議論でありますが、これまでも申し上げているとおり、全ての関係者の協働によって現状の保安レベルが維持・向上されているということからしますと、 やはりお客様と直接接点を持つ新ガス小売事業者も何らかの役割を担っていただくという のが自然だろうと思っております。今やっている事業者がやることが安心感を与えるというのも確かに事実でありますが、これから実際に接点をもつということを考えますと、そういう方々にも日常から何らかの経験を積んでいただくことが結果的に現場レベルで危険を予知したり、未然に事故を防止する観点からも不可欠だと思っております。

それから、前回、地震などの大規模災害時の復旧作業という観点、この協働のあり方についてご指摘を申し上げましたが、これは今回の議論とは別枠で検討がされるのか確認させていただきたいと思っております。実際の復旧作業では、導管とか小売といった区分は超えて、働く一人一人が高い意識をもって、現場での復旧作業や後方支援、こういったことも含めて役割を最大限果たして成り立っているということであります。やはりいざというときに備えても、日常から一定の経験を積むことですとか、非常時の訓練、こういったことも必要になってきますので、新ガス導管事業者、あるいは新ガス小売事業者それぞれが大規模災害時に必要な対応が図れる観点から、検討をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。堀委員、どうぞ。

○堀委員 今のご意見、私も非常に感銘を受けました。地震工学を専門とした私が申し上げるのは大変恐縮なのですけれども、特に大口に関しては、やはり防災の基本である「自助・共助・公助の原則」を十分に認識する必要があると思います。やはりいろいろな形で事業者、特にこの場合は新ガス導管事業者さんと新ガス小売事業者さんの両方が入ってきます。保安に関して全く関係しないという事業者がないようにすることが必要と思います。

もう1つ、ガスシステム改革の目標として、イノベーションということもあるのではないかと推測しています。事業者同士の対立を通じて、新しい技術が開発される、ということは改革がもたらす一つの姿と考えているからです。しょせん安くて良いものを作るというのは無理な注文です。安くて良いものの実現には、どこかに技術的革新がなければならない。今の私の理解では、ガス導管事業者とガス小売事業者に予定されている事業者の間で、それなりの意見の対立というか、考え方の違いがあります。この対立を解消し、安くて良いものを実現する。この方向をうまい方向にもっていけばイノベーションにつながると思います。

防災は難しい問題です。ふだん要らないものが、災害が起こったら突然必要になるもの

がたくさんあるからです。この防災の根源的問題を解決するためのイノベーションが必要です。特に大口のように、1度事故が起こると周りがものすごく大きな影響を受けるものがあります。「自助・共助・公助の原則」に基づいて、更にイノベーションが起こるような仕組みで保安というものを考えていただきたいと思います。

以上です。

○豊田委員長 非常に重要なご指摘をいただいています。 織委員、お願いします。

○織委員 私も工場の管理にかかわっていたことがありますので、今の委員の意見にはすごく賛成です。排除するのではなくて、やはり重畳的に考えていかなければならないと思うのです。つまり、小口と違って大口の場合は、自主防災、自主消防等の機能がありますので、ある程度できるというところと、それから、保安プラス営業的な側面というのは、やはり非常に重要なところがある。それを前提とした上で、なおかつエリアのリスクが生じたときに、重畳的にどのようなマネジメントのシステムが出てくるのかという制度構築をしつつ、やはり営業的側面があり、プラス、できる能力があるという小口との違いも考えながら検討すべきではないかなと思います。

○豊田委員長 どうもありがとうございます。

早田委員。簡潔にお願いいたします。

○早田委員 資料の8ページ目のところで、(5)、本資料のほうでございます。資料3 の①、8ページ目の(5)の※6のところに、電力事業者や液化石油ガス事業者等の場合は、 既に十分な保安体制を有していることもあると書いてございますけれども、

これにつきましては、少なくとも我々電気事業者につきましては、ガスシステム改革小委の電力オブザーバーとして説明させていただきましたとおり、現行の自由化範囲の中では保安に万全を図っているということではございますけれども、それはあくまでも切り替えをしていただいた需要家が少なかったということが前提になってございまして、これまでその数の中で何とか対応してきたというのが実情でございます。全ての大口需要家に対して、今後さらなる需要家の拡大というような観点からいたしますと、同じように保安ができるような体制の構築には至っていないということは、はっきり申し上げさせていただいたところでございまして、まさしく体制ができていないということは、今後、担い手にはなり得ないということでございますので、やはり緊急保安と少なくとも内管の漏えい検査につきましては、小口と制度の整合をきちんと図って新ガス導管事業者がやっていただく

のが、保安水準の維持・向上につながるのではないかというのが私どもの主張でございます。

○豊田委員長 まだいろいろご意見もあろうかと思うのですが、大口に関して、小口と 少し切り分けて議論すべきであろうというようなご意見が多く、その辺も含めて次回に保 安責任とあわせて議論していただきたい。事務局の方で、そういう形でおまとめいただき たいと思います。

冨田委員。簡潔にお願いします。

○冨田委員 簡潔に申し上げます。大事な話なので。先ほど早田委員から引き継ぎの不確実性ということについてご指摘がありました。引き継ぎのルールは決まっているわけですが、それがもし実施されていないとすれば、非常に大きな問題だと思います。この小委員会のマターではないとは思いますけれども、どのようにルールが守られないか、守られるようなルールにするにはどうしたらいいか、保安の向上のために、こういったことをきちんと確認する必要があると思います。よろしくお願いします。

○豊田委員長 委員の皆さんは、少なくとも現状以上の保安を維持すべきとのお考えであり、それを踏まえてどんな形で、どんな制度にすべきであるというご意見だろうと思います。大口に関しては、今いただきましたご意見を踏まえて、大口の保安責任とあわせて次回にご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

どうぞ、事務局から。

○大本ガス安全室長 1点だけ。辻委員からございました大規模災害の件は、今回は論点からちょっと外しておりますけれども、次回以降、自主保安や、そういう話も含めて、議題の1つの視点として上げさせていただきたいと思います。また、先ほど早田委員から、8ページ目の※6のところでございましたが、既存のところで、もう既に持っているところと、持っていないところがいるという観点で、記載したということをご理解いただければと思います。

以上です。

- ○豊田委員長 それでは、議論の時間がかなり長引いておりますが、引き続きまして、 論点1に関しまして、これからご説明賜ってご議論いただきたいと思います。よろしくお 願いいたします。少し時間が延びますが、よろしくお願いいたします。
- ○大本ガス安全室長 なるべく簡潔に説明いたします。それでは、資料4の①を御覧ください。論点1の内管における技術基準適合維持義務のところでございます。

現状につきましては、そもそも内管について資産区分と維持義務のところが一致していないというところがございます。

そういう観点で2.のところ、目指すべき方向でございますけれども、現行法では、何か問題があって、技術基準に適合していない場合は、その発出先はガス事業者になる。一方、改善の意思決定者はいわゆる所有者という観点があるということです。このことを踏まえると、今後、他のエネルギーも含めた整合の観点から、この2つを一致させることが望ましいと考えられるというように前回もしておりまして、ここでも同じようにさせていただいているところであります。また、一方で、腐食の状況とか所有意識の醸成も踏まえた上で、一致させることを目指すべきであるとここで上げさせていただいているところでございます。

その後、現状ということで、資料4の②を御覧いただければと思います。

まず、国の取り組みのパワーポイントの資料でございますけれども、この資料については、経済産業省の「ガスの安全見直し隊」というホームページのところでございますが、いわゆる需要家資産についての広報、PRをホームページ上でも行っているところでございます。

続いて、めくっていただいて2ページ目に、これも左側が保安上重要な建物、右側が個人宅ということで、「古くなったガス管は、早めにお取り替えください!」というパンフレットを紹介して、PRさせていただいております。

3ページ目に、国の取り組みで、消費者の意識調査のところでございますけれども、四角のところの2.ですが、ガス管のうち、所有者の敷地内や建物内にあるものは使用者の所有物であるというところ。これはグラフの表でいくと左から2番目でございますけれども、今回の調査は28.4%。過去5年でも30%を切っているような状況が続いているところでございます。

よろしければ、日本ガス協会さんから補足はよろしいでしょうか。

- ○冨田委員 はい。
- ○大本ガス安全室長 日本コミュニティーガス協会さんから補足はよろしいでしょうか。
- ○和田委員(松村代理) はい。
- ○大本ガス安全室長 では、4ページ目以降が日本ガス協会、あと日本コミュニティーガス協会の取り組みで、同様に個別周知、また業界の視点での取り組みをそれぞれお知らせしているところでございます。

最後、9ページ目を御覧下さい。経年管によるリスクというグラフの表でございます。 左側の写真に書いてある白ガス管、腐食劣化対策管は、見えないところで腐食は進行していると。右側のポリエチレン管にとりかえるという取り組みを今進めておりますけれども、過去10年間で108件、内管における経年劣化、腐食による事故が発生しています。そのうち13件。年間大体10件発生して、そのうち1件が腐食、劣化による事故が発生していると。このうち73%が白ガス管による事故ということになっております。

あと、最後、10ページ目ですが、経年管のいわゆる残存状況というところでございます。 平成14年、10年以上前に、これは個人宅、また集合住宅、そしていわゆる保安上重要な建物を含めた数字でございますけれども、490万本残存している。これが年間約17万本ものペースで削減されて、平成24年末で324万本という状況になってございます。上のオレンジのグラフについては、保安上重要な建物の残存本数ということで、これ、実は個人宅と保安上のもののデータを区分けしたのが22年ということで、当時、平成22年度末は16万本、平成24年度は11万本、平成25年度から平成27年度は見込み数でございますけれども、目標値の2015年で約6万本、まだ残存するというような状況になってございます。

そういう事実を踏まえた上で、資料4の①の2ページ目を御覧いただければと思いますけれども、まず大口需要家でございます。3.の(1)、検討事項のところでございますけれども、大口需要家につきましては、当該義務をガス事業者から需要家に移管することが適当ではないか。また、需要家の所有意識については定量化されていないものの、事故発生状況などの保安管理状況について特段の問題は発生していないことを踏まえると、移管しても支障は生じないのではないかと記載させていただいております。

他方、仮にこの維持義務を需要家に移管した場合には、現行のガス事業法を機械的に当てはめると、大口需要家に保安規程の届け出といった手続が生じる。また、仮に需要家に移管する場合には、そのような大口需要家への影響を踏まえた上で行うべきということで、例えば保安業務の委託とか資格制度の創設、経過措置を設けるなどの方法も考える必要はないかとしております。

なお、これまでの大口については、平成6年から徐々に引き下げられ、現在、年間10万m³以上と定義されているところでございますけれども、今回のシステム改革で大口に係る削除が検討されている中で、改めて適切な大口需要家の定義について、保安の観点から検討する必要はないか。また、定義の見直しを行う際には、技術の進展とか内管の所有意識の醸成、事故リスクの管理状況等にも留意する必要がないかとしております。

(2)の小口需要家につきましては、先ほどデータ等でお示しした①から③の要素を考慮した上で検討すべきではないか。

まず①については、内管の所有意識の状況ということで、平成24年に行った当省の調査で、自分の敷地にあるガス管は自分のものだと知っている人は28.4%。このような認識の中で一致させることから、ガス事業者から需要家に移管することについて需要家の納得が得られるのか否かという点。

②については、事故のリスクの状況ということでございますけれども、事故については 過去10年間で108件、うち人身事故は13件発生して、73%が白ガス管による事故だという こと。また、15年3月末の残存数が490万本、25年度末が324万本ということで、このリスクがある中で、今の適合維持義務を需要家に移管することについて需要家の納得が得られるのか否か。

③で、ガス事業者から需要家に義務を移管した場合の手続というところでございます。 現行法を機械的に当てはめた場合、4ページ目を御覧いただければと思うのですけれども、 4ページ目の点線の表でございますが、需要家に生じる手続ということで、ここで保安規 程を定めて大臣に届け出というものが発生するおそれがあります。また、ガス主任技術者 の選任という事務も発生するというところであります。

また、行政に生じる処置としては、技術基準に適合していない場合には、ガス事業者から需要家に対して命令とか処分を発出するし、それに違反した需要家については罰金というような手続になる。また、保安規程についても、大臣に出して、十分でない場合は、需要家に適合命令というのを発出し、それについて違反した場合はまた罰金というような仕組みになると思います。

戻っていただいて3ページ目に、そのような手続を考える中で、需要家のほうにいろいろな手続が行ってしまうという状況になります。こういう小口需要家については、ガス管は自己の所有物であるという意識がなかなか浸透していないというのを先ほどのデータでもお示ししましたけれども、命令先をガス事業者から需要家に移管することについて、小口需要家の納得が得られるのか否か。

以上3点が懸念されているところでございます。

今回、仮に一致させることが適当としない場合だったとしても、小口需要家については、 まず重要なのが、需要家が所有しているということを適切に認識してもらう取り組み、対 応が重要。また、そういうものの本数を減らしていくということが重要だと。このため、 国やガス業界は所有意識の向上を図るとともに、今の腐食劣化対策管の取り替え促進に向けた取り組みを引き続き行っていくことが重要であると考えてございます。さらに、対策の状況を踏まえた上で、例えばガス安全高度化計画の見直し時期や、今のシステム改革の検討の際などに見直しを行うことが適当ではないかとしてございます。

以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

論点1について前回からもご議論賜っているのですが、今、課題がかなり多いという形でのおまとめをいただいております。少し時間を節約するために、例えば大口需要家に関しては、現行のガス事業法をそのまま当てはめると、大口需要家に新たな大きな手続が生じてくるとか、その影響等が非常に大きいので、これはどういう影響があるかということに関して事務局でおまとめいただいて、次回以降に再度審議していただいたらと思います。

小口需要家に関しては2ページから3ページにわたりましてご指摘いただいておりますように、今回の移行はかなり難しいのではないかということで事務局の方向性が示されております。最後にお話がありましたように、諸般の事情、いろいろな条件を整えた上で、今後の機会をつかまえて、例えばガス安全高度化計画の見直し時期などを踏まえて進めていってはどうかというご提案でございます。

以上のような方向性ではいかがでしょうか。特にご注意いただく点がございましたらご 意見お願いします。

松村代理、どうぞ。

○和田委員(松村代理) 質問なのですけれども、次回にやりたいとおっしゃっている 保安責任の話とこの適合維持義務というのは基本的に同じだろうと思っているのですけれ ども、それはそういう理解でありますが、論点として、わざわざ分けておられるのはなぜ かというのがまず1つ。何か違いがあるとすれば、次回でも結構ですが、そこをわかりや すくご説明していただけないかというのが1つ。

それから、最後の、移管した場合に生じる手続等でございますけれども、これは、現行制度がガス事業者に責任、義務があるからこういう規程になっているのですから、これを前提に、こういう不都合があるから、お客様の資産であるのに責任をもたせるわけにはいかないとなるのだとすれば、それは考え方としてちょっと違うのではないかなと思いますので、仮にお客様に責任をもっていただくということであるときには、こういうことになるだろうという違う制度設計があり得るのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○大本ガス安全室長 まず後段に関しては、現行を当てはめた場合には、これまでの技術基準適合維持義務を果たすためにガス事業者のほうで保安規程の届け出や、ガス主任技術者の選任が要ることになります。それを需要家の方に移管した場合に、今の保安の維持・向上ということを前提にした場合には、何かしら需要家にも責任というところが発生してしまう。だから、これを需要家からなるべく外すということが今のご指摘なのかもしれないのですけれども、そこが現行法では、単純にいくと、なかなかうまく外しにくいような制度になっておりますので、そういうことも外せるのか、また、それが現行制度上、今の現状に当てはめた場合、やはり需要家に移管した場合はそういうことをお願いせざるを得ないのかということも含めて、次回以降に事務局からお諮りしたいというような観点で、ここの部分は記載させてもらっているということでございます。

○豊田委員長 現状では、こういう課題が考えられる。だから、どういう制度を作るべきか。それと、保安義務をどういう形で担うべきか、というような点を考えて次回でご議論いただくということにしたいと考えます。そういう形でご了承いただくことでよろしいでしょうか。

それでは、本日いろいろご意見賜っておりますので、その辺も含めまして次回のガス安全小委員会では、保安義務を踏まえた保安責任のあり方、所在に関してのご審議をお願い申し上げたいと思います。

どうぞ、三浦委員。

○三浦委員 三浦です。

最後に、お願いがあるのですが、今日のお話を聞いていて、そもそもこれはガス安全高度化計画をより確かなものにしようということで、保安のことをみんなで考えていきましょうという委員会ですよね。ここで言っていたのは恊働ということで、みんなでともに力を合わせて活動することをいうとわざわざ注意書きをするぐらい、みんなでやりましょうといっているのに、おかしな対立構造のようなものができ上がるのはおかしい。

消費者がどうとかいうことなのですけれども、確かに私たちは消費者側として来ていますが、皆さん自身も消費者なのですよ。事業者の皆さん、そこをどうか誤解しないでいただきたいのですが、ガス事業者であっても消費をなさっていて、ご家族がいらっしゃる。お友達もいらっしゃる。みんなが消費者なのだから、余り切り分けて、消費者がこういったからああだこうだとかではなくて、切り分けずに、全ての国民のために何がいいのか、誰が何をするのがいいのかということを考えていただきたい。変な揚げ足とりのようなこ

ととか、そういうことは不毛だと思いますので、そうではなくて。次回、責任のことになったら、もっとそうなるのではないだろうかと思い、心配になってしまったので、ちょっと一言申し上げました。

○豊田委員長 ご注意いただきましたので、重々その点を踏まえで議論を進めて参りた く存じます。

それでは、まだ幾つか審議することが残っておりまして、もう10分ぐらいで仕上げたい と思いますので、お願い申し上げます。

それでは、続きまして、前回、本委員会で、南海トラフ巨大地震及び首都直下型地震を 踏まえたガス設備の耐性評価と復旧迅速化対策ということで中間報告書の案を出させてい ただきましたが、これに関してご説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 それでは、参考2と参考3をそれぞれ簡潔に説明いたします。

まず、参考資料2につきましては、前回、堀委員から、首都直下、南海トラフそれぞれ前提ということをしっかりここの中に踏まえるべきだというご指摘がございました。それにつきましては、6ページ目から7ページ目にかけてこの報告書のところで、南海トラフ巨大地震について、また、首都直下地震についてという説明を入れさせてもらった上で、「案」をとっているところでございます。

なお、説明については、前回説明したので省略しますけれども、特にこの中間報告書の中には、首都直下の想定地震が震度7に該当する製造所が1ヵ所あると。今後、事業者が詳細な耐震設計を行うという予定であること。また、今回評価を行った事業者以外を含めて、製造所の重要度に応じて耐震基準に合致しているか、今後1年間を目途に確認する必要があるということ。さらに、液状化に留意した対策の実施ですとか、復旧要員の確保、また継続的な復旧迅速化策を図っていく必要があるというようなご指摘がございます。このような対策のご指摘を、今後とも継続的に検討、対策を行った上で、その進捗状況をまたこのガス安全小委員会でフォローアップしていくことが重要であるとつけ加えさせていただいています。それが参考資料2でございます。

参考資料3は、昨年の都市ガス事故についての報告ということで、説明は省略させていただきますが、この資料をホームページでアップさせていただきたいと考えてございます。 以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

今の南海トラフ、それから首都直下に関しては、中間報告書という形で関係各位にご尽

力いただき、また、堀先生には加筆もいただきまして、ありがとうございました。これを中間報告書として、今後さらにいろいろな観点から耐性評価、あるいは何らかの形で改善すべき点があれば改善していくという作業にとりかかっていただくということ。それから、復旧の迅速化は、非常に大事な視点ですので、この辺に関しても引き続いてご検討いただくということで進めていくということで、今回の資料を中間報告という形で公表させていただくということでお願い申し上げます。前回、「案」がついておりましたが、「案」がとれているのは、そういう意味合いでございます。

それから、都市ガス事故に関しましては、重要な点ですので、いつもご議論賜っているところでございますが、ちょっと不明確な点も残っていますが、一応この報告書では昨年の死者1となっており、一昨年はゼロになったのですが、残念ながら1という数字が入っております。この事例は本当にガス事故かという点の不明なところはあるのですが、今後とも、事故そのものを減らすことに皆さんにご尽力いただきたく存じます。勿論、今、一番頂点の話をしているのですが、その下に人身事故からいろいろな事故がピラミッド状になっているわけですが、それら全体を減らしていくことが重要で、関係各位のこれまでのご尽力に感謝申し上げるとともに、引き続いての努力をお願い申し上げたいと思います。

何かご質問いただくことございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論は以上で終わらせていただきまして、あと事務局のほうで今後も 含めご説明お願いします。

○大本ガス安全室長 先ほどの参考資料2につきましては、今後、親委員会である保安 分科会に、しかるべきタイミングで報告させていただく予定でございます。委員長からも 死者1と話がございましたが、これについては現在、関係機関が原因調査中ということで、 都市ガス事故と確定しているわけではないのですが、ただ、一方で、今、事故扱いで報告 されているということをご理解いただければと思います。

次回の小委員会につきましては、保安責任ついて8月下旬に、また、これについては場合によって1回で終わらない場合もありますので、9月上旬を予備日とさせていただく予定ですけれども、日程調整につきましては、事務局からご連絡さしあげますので、どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

○豊田委員長 それでは、先ほどの議論を踏まえまして、8月下旬、それから9月上旬 に予備日をとらせていただくという形でまた調整していただきますので、よろしくお願い いたします。

努力しなくても議論が活発になるという話もありましたが、皆さんは、とにかく安心・ 安全ということについての想いが大きな形として出てきていると思っております。そうい う意味合いで活発なご議論をありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。 どうもありがと うございました。

——了——